※修正液・修正テープ、消えるボールペンは使用しないでください。使用している場合は再提出となります。

就労証明書
（自営・農業・漁業）

※三親等内の親族が代表者(中心者)

児童名	○○　○太郎	○○　○子
	（　○○年　○月　○○日生）	（　○○年　○月　○○日生）
	☑入所中 (園名：　○○保育園　)	
		（　　年　　月　　日生）

※事業所名(屋号)は無ければ、記入無しで結構です。

事業所所在地(または中心者住所)：　宇和島市○○甲○○番地

事業所名(屋号)：　○○自動車

代表者名(または中心者名)：　○○　○男

電話(事業所または中心者)：　○○-○○○○

業種(仕事内容)：
☐農業　(　☐稲作　☐柑橘栽培　☐野菜栽培　☐その他(　　))
☐漁業　(　☐養殖　☐漁師　☐その他(　　))
☑卸売・小売業　☐建築・塗装業　☐不動産業　☐保険代理店　☐運送・運輸業　☐医療・福祉　☐理美容業
☐その他　(　　)

中心者	氏名	○○　○男	児童との続柄	(父)・母・祖父・祖母・その他(　　)
就労形態	就労開始年月：　H28　年　9　月　　就労日数：　26　日 就労／(月)・週 休日：　月・火・水・木・金・土・(日)・休日が不定期の場合　(月　　回)			
就労時間	8　時　30　分 ～ 18 時 00 分　(1日あたり　8 時間 00 分)　(1月あたりの就労時間　208 時間　00 分)			
仕事の内容	(具体的に)　自動車整備及び新車・中古車の販売			
主な就労場所	宇和島市○○甲○○番地			
収入状況	☑ 収入有り [☑ 令和7年以前から　☐ 令和8年から　☐ 令和9年から]			
税の申告	☑ 確定申告(または住民税申告) ☐ 事業開始後、初年分の申告時期未到来　☐ その他 (　　)			

協力者	氏名	○○　○美	児童との続柄	父・(母)・祖父・祖母・その他(　　)
就労形態	就労開始年月：　R2　年　11　月　　就労日数：　22　日 就労／(月)・週 休日：　月・火・水・木・金・(土)・(日)・休日が不定期の場合　(月　　回)			
就労時間	9　時　00　分 ～ 17 時 00 分　(1日あたり　7 時間　00 分)　(1月あたりの就労時間　154 時間　00 分)			
仕事の内容	(具体的に)　書類作成・経理等の事務			
主な就労場所	宇和島市○○甲○○番地			
収入状況	☐ 給与有り　[☐ 令和7年以前から　☐ 令和8年から　☐ 令和9年から] ☑ 給与無し　(理由：※夫(妻)にまとめて給与が入っているため ※中心者と同一生計につき給与をもらっていないため　)			
税の申告	☐ 確定申告(または住民税申告)　☐ 年末調整(源泉徴収票有り) ☐ 就労開始後、初年分の申告時期(翌年2～3月)未到来　☐ その他 (**※上欄の収入状況が「給与無し」の場合は記入不要です。**			

■自営業・農業・漁業等を中心となって営んでいる方

■休日の曜日を○で囲んでください

■1日あたりの勤務時間及びひと月あたりの勤務時間は、休憩時間を除いた時間をご記入ください

■中心者が収入無しの場合及び税の申告が無い場合、就労には該当しない(保育を必要とする事由無し)とみなします
(※税の申告については、令和8年から事業を始めた方を除く)

■給与無しの場合の理由記入例
※夫(妻)にまとめて給与が入っているため
※中心者と同一生計につき給与をもらっていないため
※○年○月から給与が発生する　等

■中心者、協力者共に税の申告が無い場合、就労には該当しない(保育を必要とする事由無し)とみなします
(※令和8年から事業を始めた方を除く)

保護者の方へ

■この書類で保育所に入所(継続)・給付認定するために必要な内容を確認します。証明内容が事実と異なる場合は入所(継続)・給付認定できない場合があります。

■申告の内容を電話で問い合わせ、または訪問調査する場合があります。

■記載内容に変更があった場合は、その都度、本証明書を作成し提出してください。

■今年から事業を始めた方は、自営業・農業・漁業等を始める際に提出した届出・許認可申請等の書類もしくは、店舗の契約書等の写しを提出してください。
※挙証資料の提出がない場合、利用調整の際、減点になることがあります。

■親族の営む自営業・農業・漁業等に従事する方は、専従者であることが確認できる挙証資料を提出してください。
※挙証資料の提出がない場合、利用調整の際、減点になることがあります。

■基本的に次の場合には、給付認定及び利用調整は行いません。
・無給(専従者を除く)の場合
・賃金の支払いではなく、現物支給による場合
・成果物を、おもに自家用のために製作、栽培、飼育等している場合

※入所(継続)・給付認定後に上記の状態になった場合は、入所(継続)・給付認定を継続できない場合があります。不明な点は宇和島市役所こども家庭課こども育成係までお問い合わせください。

問い合わせ先　0895－24－1111(内線2145)